

○石油製品輸送等補助金交付規程

石油製品輸送等補助金交付規程

令和4年3月31日制定

令和6年3月29日一部改正

石油製品輸送等補助金交付規程を次のように定める。

石油製品輸送等補助金交付規程

(趣旨)

第1条 知事は、沖縄島から離島（沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定により定められた島をいう。）へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者、輸送業者等（以下「補助事業者」という。）の当該輸送等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「石油製品」とは、揮発油、灯油（ジェット燃料を除く。）、軽油及びA重油をいう。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、石油製品の輸送等に要する海上運賃その他知事が認める経費とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、石油製品輸送等補助金交付申請書（第1号様式）を毎年4月30日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その申請時期を変更することができる。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の申請書を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、石油製品輸送等補助事業取下申請書（第2号様式）を補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第7条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、石油製品輸送等補助金概算払申請書（第3号様式）及び概算払請求書（第3号様式の2）を知事に提出しなければならない。

(事業計画の変更申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、石油製品輸送等補助事業計画変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出して事前にその承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の各四半期（第4四半期を除く。）分の遂行状況について、翌四半期の第1月の20日までに石油製品輸送等補助事業遂行状況報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告及び補助金の精算払)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに石油製品輸送等補助事業実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書（第6号様式の2）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理区分等)

第11条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収

支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業完了の年度以降5年間保存しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、石油製品輸送等補助事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(石油製品の小売価格の報告)

第13条 補助事業者は、別に定めるところにより、石油製品の小売価格について、石油製品小売価格報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(掲示)

第14条 補助事業者は、知事が別に定めるところにより、補助事業の目的及び補助効果に係る事項を、石油製品の販売を行う営業所に掲示しなければならない。

(石油製品の値引相当額の報告)

第15条 補助事業者は、各四半期ごとに、石油製品の値引相当額として、油種ごとの1リットル当たり補助額について、翌四半期の第1月の20日までに石油製品値引相当額報告書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。ただし、石油製品輸送等補助金交付規程(令和2年3月31日制定)に基づき同日前に交付決定のあった補助金については、なお従前の例による。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

第1号様式

(第4条関係)

第2号様式

(第6条関係)

第3号様式

(第7条関係)

第3号様式の2

(第7条関係)

第4号様式

(第8条関係)

第5号様式

(第9条関係)

第6号様式

(第10条関係)

第6号様式の2

(第10条関係)

第7号様式

(第12条関係)

第8号様式

(第13条関係)

第9号様式

(第15条関係)

第1号様式（第4条関係）

石油製品輸送等補助金交付申請書

第 年 月 号
日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
事業所名
代表者名

次のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間、県内離島へ石油製品の輸送等を行いたいので、石油製品輸送等補助金交付規程第4条の規定により補助金を交付されるよう下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
 - (1) 補助対象油種
 - (2) 仕入相手先
 - (3) 販売相手先
 - (4) 輸送方法、地域区分、輸送数量及び補助対象経費

輸送方法	<input type="checkbox"/> ドラム (容量: l) <input type="checkbox"/> タンクローリー (容量: kl) <input type="checkbox"/> コンテナ (容量: kl) <input type="checkbox"/> タンカー (容量: kl) <input type="checkbox"/> その他: (容量: kl)			地域区分						
	年月	輸送数量	栈橋通過料	積地荷役料	海上運賃	揚地荷役料	栈橋通過料	倉入料	計	備考
	年 4月									
	5月									
	6月									
	7月									
	8月									
	9月									
	10月									
	11月									
	12月									
	年 1月									
	2月									
	3月									
	計									

4 その他

第2号様式（第6条関係）

石油製品輸送等補助事業取下申請書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
事業所名
代表者名

年 月 日付け 第 号で申請した石油製品輸送等補助金交付申請書
を石油製品輸送等補助金交付規程第6条の規定により取り下げます。

概算払請求書

請求額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	十	円

事業名：石油製品輸送等補助事業

内訳

交付決定額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	十	円
受領済額										
今回請求額										
差引残額										

上記のとおり請求します。

年 月 日

住所

氏名

沖縄県知事殿

振込先	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

精算払請求書

請求額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	十	円

事業名：石油製品輸送等補助事業

内訳

確定額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	十	円
受領済額										
今回請求額										
差引残額										

上記のとおり請求します。

年 月 日

住所

氏名

沖縄県知事殿

振込先	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

第7号様式（第12条関係）

石油製品輸送等補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
事業所名
代表者名

年 月 日付け沖縄県指令企第 号で補助金の交付決定通知があった石油製品輸送等補助事業を中止（廃止）したいので、石油製品輸送等補助金交付規程第12条の規定により申請します。

中止（廃止）の理由

第8号様式（第13条関係）

石油製品小売価格報告書（ 年 月）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
事業所名
代表者名

石油製品の小売価格について、石油製品輸送等補助金交付規程第13条の規定により、次のとおり報告します。

（離島名： ）

油種	月日現在	備考
揮発油（ハイオク）	円／1	
揮発油（レギュラー）	円／1	
灯油（一般向）	円／1	
灯油（雑貨店向）	円／1	
軽油	円／1	
A重油	円／1	

- 注1 小売価格は、店頭価格とする。
2 小売価格は、消費税を含む金額を記入すること。

第9号様式（第15条関係）

石油製品値引相当額報告書（第 四半期）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地

事業所名

代表者名

石油製品の値引相当額について、石油製品輸送等補助金交付規程第15条の規定により、次のとおり報告します。

（離島名： ）

油 種	第 四半期 輸 送 数 量	第 四半期 補 助 金 請 求 額	1 リットル当 た り 補 助 額 (値 引 相 当 額)	備 考
揮発油（ハイオク）	a 1	$g = n \times a / m$ 円	g / a 円 / 1	
揮発油（レギュラー）	b 1	$h = n \times b / m$ 円	h / b 円 / 1	
灯 油（一般向）	c 1	$i = n \times c / m$ 円	i / c 円 / 1	
〃（雑貨店向）	d 1	$j = n \times d / m$ 円	j / d 円 / 1	
軽 油	e 1	$k = n \times e / m$ 円	k / e 円 / 1	
A重油	f 1	$l = n \times f / m$ 円	l / f 円 / 1	
計	m 1	n 円		

注 1 リットル当たり補助額（値引相当額）の欄は、上表中の計算式を参考に、油種ごとの補助金請求額を輸送数量で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を記入すること。